

総務常任委員会 摘 録

1. 開催日 令和5年3月2日(木) 第1委員会室
2. 出席委員 赤木忠徳委員長 坪田朋人副委員長 谷口隆明 福山権二 徳永泰臣 藤原洋二
3. 欠席委員 なし
4. 事務局職員 山崎啓介議会事務局主任
5. 説明員 なし
6. 傍聴者 なし
7. 会議に付した事件
 - 1 陳情第41号 庄原市役所東城支所の喫煙場所を撤去して敷地内を全面禁煙にすることを求める陳情書
 - 2 陳情第42号 健康増進法に違反する庄原市役所本庁の喫煙場所の撤去を求める陳情書
 - 3 陳情第48号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情
 - 4 陳情第2号 電気設備工事の分離発注の継続を求める陳情書
 - 5 所管事務調査報告書(案)について
 - 6 その他

午前9時56分 開 議

○赤木忠徳委員長 総務常任委員会を開会いたします。傍聴、写真撮影、録音、録画を許可しております。

-
- 1 陳情第41号 庄原市役所東城支所の喫煙場所を撤去して敷地内を全面禁煙にすることを求める陳情書
 - 2 陳情第42号 健康増進法に違反する庄原市役所本庁の喫煙場所の撤去を求める陳情書

○赤木忠徳委員長 協議事項でございますが、陳情41号、庄原市役所東城支所の喫煙場所を撤去して敷地内を全面禁煙にすることを求める陳情書でございますが、これは継続審査になっております。法的なものを調べてほしいとか、いろいろな要望がございまして、その中で、福山委員から確認だけとろうと。聞き置くでもいいけれども、確認をとろうということで、総務課と法的なこと、保健所にも出されておりました、保健所からも意見を求められたみたいですが、最終的には、総務委員会として、結論を出していないという状況でございますので、どのように取り扱えばいいか御意見をいただきたいと思っております。福山委員。

○福山権二委員 法的な根拠とか、喫煙を規制する法的な環境であるとか、他の自治体の状況であるとかというのは、一応報告を受けることになっていたのではないかと。それを検討して、正式な回答はあったか。こちらからどうですかと執行者へ聞いて、執行者がこうですよという結論を出したことがあったか。

○赤木忠徳委員長 一応、よその状況を聞いてほしいということは、その会議では出ていまして聞

いておりません。それと、1番問題になるのは法的な問題に絡むことがあるかどうか。そこら辺のことを調査してほしいということでした。福山委員。

○福山権二委員 その結果は出たのですか、執行者から。

○赤木忠徳委員長 いや、出ていない。

○福山権二委員 出す予定はないのですか。

○赤木忠徳委員長 いや、出す予定です。谷口委員。

○谷口隆明委員 総務課の法的な見解とか、あるいは保健所が調査に入ったとかということは具体的には聞かれていないということですか。

○赤木忠徳委員長 総務課長と協議した内容を読んでもみます。陳情書は、総務課にも来ていて、保健所にも来ています。だから県から立ち入り調査があった。それから、特定屋外喫煙場所については、通常、人が立ち入らない場所の具体的な基準がないため、県と協議している。結局そこは人が通るところではないかと。それから、排煙機、排煙・喫煙ボックス、煙突等の対応でオーケーかどうか。移動が必要か等を協議しているということでした。もし、県からとか、保健所も含めて、だめという方向性があった場合は、敷地内全面禁煙も検討しないといけないと思っています。そうなると、仕事中に喫煙するためには、敷地外に出ないといけない問題も新たに発生すると。これは私も言ったのですが、10分とかの短い休憩時間の設定を検討すべきときが来ているのではないかと。これは8時半から長時間の仕事時間になっておりますので、10時から10分とか15分を休憩するとかいう形であるほうがいいのではないかなと。休憩をとってもいいのではないかと。それから、もう1つは、喫煙ボックスをつくらなければならないのではないかと。嗜好品ですから、規制はできないのではないかなということ、常任委員会としては執行者の対応を注視するをしたい、その方向で委員会に諮ってみたいということ、私が総務課長とも話しているところです。福山委員。

○福山権二委員 この陳情を議論する前提として、市民の要望、陳情は、政策提言として十分に議会は議論するということは、議会基本条例の基本的視点ですから。そういう立場に立って判断するとき、議会の主体的な判断というものを必ず出さないといけない。執行者が検討しているから、それを見ようかと。保健所が担当しているところが検討しているのだから、それを待とうというのは、議会として独自の判断と言えるかどうかということが、まず1つあるのですけれど。できれば、独自の判断をするというのが前提であるのではないかとということが1点あります。それから、執行者が保健所に聞いてみるとか、執行者自身が今の喫煙ということに対してトータル、喫煙権というものがあるだろうから、法律でも、たばこを吸ってもいいということがあるので、たばこを吸うのは自由だと。たばこを吸うのは日本国民として、個人のそういう認められたものだと、法的にも保障されているので、吸うことについては別に問題ではないけれど。だから、国もたばこを売っているわけで、税金をとるわけで。しかし、喫煙することによって発生する被害については、相当の規制をかけている。喫煙をしない人に対しても、喫煙をする人の喫煙環境の中で、被害が拡大することについては、また、嫌煙権もあるのだと。流れは大体、自治体も国も、敷地内では、たばこは全面禁煙という流れがあるときに、庄原市が、庄原市自治体として、まず、今のところ、保健所とどこかに聞いてみて、自分の判断はしていないということですね。検討している。しかも、相当長い期間がありますよね。そういうことの中で、まず、その執行者の姿勢そのものはどうかという評価が要るのだらうと思う。執行者はどうやってもいいけれど、議会としてどう判断するのか。執行者の判断に従うというのでは、

市民が議会の判断を求めると、議長に対して判断を求めると言ってきた陳情の基本的な要求というか、そこに議会として応えないといけないので。執行者の判断を一応聞いてみると。しかし聞いてみて、まだうまくやっていないので、最終的に庄原市議会として、こういう判断をするということを、執行者の判断に一任するというのも判断だろうと思うのですけれど。それは我々にそういう法的環境とかについて判断する能力がないので、議会としては判断をしない。執行者の言うことに従うととられても仕方がない案件なので。これは一定程度、議会としてきちんとした回答をすべきではないか。したがって、市長にもこういうふうに求めるとやったほうが、私としてはいいのではないかと。こういう陳情は、中身よりも、議会はどう考えるかと。議会の判断はどうなのかと。議会の権能として、市民の要望に対して、議会基本条例の趣旨にのっとって、議会が動くのか動かないのかというところまで議論がいくので、恐らく。そこらを考えて、議会としての意見集約をすべきでないかと思うので。私の見解とすれば、全面禁煙にすべきである。もし、喫煙を認めるのであれば、法的な環境にあるように、喫煙場所を敷地内で設けるのであれば、その喫煙によるさまざまな障害が第三者に及ばないような装置を完備して、それで喫煙を容認すると。少々の予算がかかっても認めるのであれば、そうするとすべきだと思いますね。喫煙を否定するわけにいかないの、するのならきちんと環境を整えよということで、やったらどうかと。他の自治体が全面禁煙しているのなら、たばこ税はとって、それは使わせてもらうが、たばこを吸ってはいけないというのは、少し理屈に合わないと思う。たばこを吸っている者からしたら。だから、吸っていいから、たばこ税を活用してでもいいから、そういう喫煙場所をつくるということでない筋が通らないと思うのですよ。

○赤木忠徳委員長 たばこ税にしても、酒税にしても、一応、中毒性があるという中で、規制をかけるのに、税金をかけて嗜好品であるから認めているという従来の考え方があるので、この嗜好品というところを規制することにはならないと思います。ただ、問題は、禁煙権の問題で分離すると。完全にたばこが嫌いな人がそこを通らないようにするとか、その人からは離すということは、当然のことなので。そここのところで、通常人が立ち入らない場所での具体的な基準が、今、ないというところで、結局、喫煙ボックスという形のものをつくらないと分離ができないということになりかねないと思います。福山さんが言われるように全面禁煙にすべきであるが、嗜好の問題であるので、たばこを吸う人のために喫煙ボックスを設置するという形の結論を出せということですか。谷口委員、どう思われますか。

○谷口隆明委員 健康増進法で、公共的な敷地とか施設では、禁煙になっているわけなので、そういう意味では、今の庄原市の本庁とか東城支所のたばこを吸う場所が本当にそれから見て、健康増進法に、私も違反しているのではないかと思いますので、この陳情の趣旨は、それはそれで御もつともだと、私も思います。ですから、ただ、皆さんおっしゃるように、たばこを吸う権利はありますので、喫煙の方法を、委員長が言われたように、休憩時間をとるのか、きちんとした排煙のついた施設を設けるかなどして保障することが必要だと思います。今の状況で、あそこでたばこを吸うのは、市民から見ても余りよくないと思うので、議会としてはそういう結論を持って、あとは執行者がどう対応するかということになると思うので、そのほうがいいと思います。

○赤木忠徳委員長 具体的に喫煙ボックスをつくれという形にした場合は、逆に言えば、今の議会は喫煙を進めるような見方をされる可能性もなきにしもあらず、と捉えられませんか。福山委員。

○福山権二委員 全然そうではなくて、健康増進法で喫煙は禁止されていると。谷口委員が言われるよ

うに、たばこを吸うということについては、日本国民は全て法律に違反しているという規定があるのなら、もう初めから吸えないわけで、健康増進法で全ての国民は日本国内では、喫煙することは禁止するということではないですよ。

○赤木忠徳委員長 もちろんそうです。

○福山権二委員 だから、今のところを吸ってもいいし、吸わなくてもいい。吸うのなら、第三者に、喫煙することによって健康被害が発生することに対して、きちんと抑制する措置をとらないといけないということが規定だから。今の状況下の中では、両方の立場が充足できるので、少なくとも、その行政の市長が、今の法的環境の中で、敷地内で喫煙を容認するのであれば、それに対応して、健康増進法に違反しないように、このように市民から指摘がないように、完全に喫煙のときの煙が外部に有害物質を含んだままで排出されないように、あるいはその喫煙場所が他の市民が全く通過しないとか、市民生活から完全に隔離されて除外された場所をつくるということを整備しないと。市長は敷地内で喫煙することを許可するというのは、言ってみると市長の怠慢ですよ。それをきちんと指摘したほうが、これは議会としては、基本的に敷地内では喫煙することを禁止して、しかしこの場所では、喫煙を許可すると。その場所というのは、今、言ったように完全に被害が及ばないという状況をつくれればいいのだと。だから、市役所ホールの中でつくってもいいし、屋上につくってもどこでもいいのだけれど、完全にそれがいいということにならないと。

○赤木忠徳委員長 それでは、段階的に皆さんの御意見をまとめていきたいと思います。私自身は、執行者の対応を注視したいということで結論を出そうとしましたが、今、福山委員から、議会は議会として基本条例に基づいて議会の意見を出そうという御意見が出ましたので、議会として、今回、陳情に対しての回答を出そうということでよろしいですか。副委員長。

○坪田朋人副委員長 区画の話に戻るのですが、区画を完全にということが健康増進法にも書いていなくて、パーテーション等で区切るというところまでとどまっているので、拡大解釈をしていくのかということも判断の例にはなるのかなと思うのですが、それを考えると、こうしないといけないみたいなのを出していくのは、難しいのではないかなと私自身は考えるのですが。

○赤木忠徳委員長 福山委員。

○福山権二委員 健康増進法の中で、パーテーションみたいに区切れればいいのだと。だから少々喫煙した場所から煙が漏れても一切問題ないのだと、指摘されないのだということになれば、パーテーションでもあれば、どこでも吸えると判断をするということですか。

○赤木忠徳委員長 副委員長。

○坪田朋人副委員長 特定屋外喫煙場所の規定というところの中に、喫煙することができる場所が区画されているという文言がありまして、例として、パーテーション等による区画ということなので、そこから漏れてもいいのだみたいなことは書いてはいないのですが、そこまでしか書いていない。完全に煙が漏れないようにしなければならぬという文言がないので、その判断に関しては、個人とかその団体によると思うのですが、だから、それでいいですかみたいな話にはならないのかなと。

○赤木忠徳委員長 福山委員。

○福山権二委員 結論的には、そういうある程度の一定の規制の中で吸ってもいいというのはあると思うのですよ。そのときに第三者の生活がそこにも発生していると。要するに、だれでも通ってもいい

みたいなどころに置いていること自体に問題がある。屋上に置くとか、さらに屋上の高いところに置いて、他の人に迷惑かからないということがほぼ証明できる場所なら、パーティションだろうが金網だろうといいということになると思うのですよね。あるいは、そんなにパーティションしなくても、全く人が来ないところで吸うのなら、別にいいと。例えば市の施設であっても、例えば、ダムを観測所みたいなどころがあったら、誰も来ないから、そういうときは市民生活との密着度合いの発生の状況を見たら、そういうところならだれもこういう陳情を出さないのだけれど、あたかも誰が通ってもいいところで、隙間だらけで、そこで吸うのはどうかなということを描かれているので。だから、あそこでやるのなら、きちんと囲って排煙装置をつくってやればいいと。それだけの投資をしないと、健康被害について行政がしっかり考えておるとは考えられないので。その姿勢も、執行者も示すべきだし、議会としてもその姿勢は示すべきではないか。問題は、弱者の意見をどうするかということ。

○赤木忠徳委員長 具体的なものについては、段階的に整理したいと思います。先ほど言いましたように、議会として、議会基本条例に基づいて、陳情に対して速やかに回答するという趣旨から言えば、この陳情に対しての結論を出すべきか。もしくは、今の状況であれば執行者の対応を注視するほうがいいのか、このどちらかでまず決めた中で、話を進めたいと思います。それでは、議会として結論を出すべきだという方は挙手をお願いしたいと思います。

〔挙手〕

○赤木忠徳委員長 全員に至らなかったもので、この3月議会の中では、執行者の対応を注視するということで、継続審査にしたいと思います。よろしいですか。福山委員。

○福山権二委員 もうその決定が済んだことですから、できれば、議会としても早急に態度表明すべきであるということ。いやそうはしなくてもいいと、執行者の判断に一応委ねようという意見の相違点の根拠というのは、ある程度、こうやっておかないと。要するに、執行者の判断に任せたいほうがいいという根拠を整理したほうがいいと思います。2つ意見があつて、賛否だけではなく、完全にもう、今すぐ議会としては判断したほうがいいという意見と、そうでないという意見の根拠は、一応集約しておいたほうがいい。

○赤木忠徳委員長 基本的には、執行者側も喫煙ボックス等も考えているという状況でありますので、議会からと言えば、基本的には全面禁煙にすべきであるし、もし喫煙を認めるなら、そういう一般の人が入れない喫煙ボックス等を設けるべきであるが、執行者側の対応を注視するという形で継続審査にするということでもとめたいと思いますが、よろしいですか。

○福山権二委員 現状を見ると、この要望書に対して、執行者も改善するという方向を検討している。したがって、基本的には禁煙を含めて考えるべきであろうが、議会の意思とほぼ同一路線、執行者も十分検討をしているから、その検討をする態度に同調して、待ってみようということですね。

○赤木忠徳委員長 わかりました。事務局、そのようにまとめて、今度は新しい総務常任委員会になると思いますが、そちらに、陳情41と42は継続審査ということにさせていただきます。

3 陳情第48号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情

○赤木忠徳委員長 続きまして、新しい陳情第48号でございますが、これについて目を通していただき

たいと思うのですが。これは、郵送ですね。どのように取り扱いますか。福山委員。

○福山権二委員 基本的には、この趣旨に賛同したいと思うのですが、庄原市議会は既に、これまで沖繩の基地に関する問題については、さまざまな反対決議なり、意見書を中央に出しております。庄原市議会の意思はそれで基本的には保たれていると思うのですが、上空を飛行することに対する禁止行為については、日米安保条約についても、全て航空法についても、アメリカ軍の飛行については全て例外措置がとられています。全部そう。憲法違反ということは、憲法に決まっていますが、アメリカ軍に関する規定は、航空法も全て日米安保条約の中で、例外、例外、例外となっているのは、御承知のとおりです。福島、例えば核被害についても、これはもう核被害としては環境汚染として例外事項となっているので。その領域では、1つ例が出しましたが、日米安保条約も含めて憲法違反はずっと続いているのですが、庄原市議会としてはこの問題についてはきちんと是正するように、これまで出しているのですが、基本的にはこれは聞き置くという、全員に周知すると。こういうことが来ているということについては、資料として議員に配付するというところでとどめてもいいのではないかと思いますけれど。

○赤木忠徳委員長 そのほか御意見ございますか。藤原委員。

○藤原洋二委員 内容を見ますと、これは、今回初めて出た内容ではないと思うのですが、以前から出ている状況があるのかどうか、事務局へお聞きしてみたいのですが、経験者の方で把握されておられれば、それでも構いませんけれど。

○赤木忠徳委員長 事務局。

○山崎啓介議会事務局主任 事務局では確認をいたしておりません。

○赤木忠徳委員長 何回か出ています。

○藤原洋二委員 内容を見ますと、以前も出た内容であろう。場所についても。同じような取り扱いにしたほうがいいと思います。

○赤木忠徳委員長 それでは、福山委員から聞き置くという形の対応をしたいということで、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 そのようにさせていただきます。

4 陳情第2号 電気設備工事の分離発注の継続を求める陳情書

○赤木忠徳委員長 続きまして、陳情第2号、電気設備工事の分離発注の継続を求める陳情書、これも目を通していただきたいと思います。これについては、以前は、分離発注をすることによって小さい企業も受注できることが多くなるので、分離発注を認めてくれということは、かなり前から出ておりました。しかしながら、庄原市の場合は一括発注が多く出ているというのは、費用の問題。結局分離発注かけると、管理する者がいないということも含めてあったわけですが、どちらも正論だと思いますので、それについて皆さんの御意見をいただいた中で対応したいと思います。藤原委員。経験者として御意見をいただきたいと思います。どうぞ。

○藤原洋二委員 本件につきましても、毎年出ている状況が、継続ということなので、そういうことだと思えますけれども、皆さん御承知のとおり、電気、最近ですと、LED化とかエアコンの設置、こ

れはまず電気工事として発注をかけておりますし、通信ももちろんしております。消防施設は記憶がございませんが、今後、令和7年度までに消防本庁の新築移転が行われるということで注視をしなくては行けない。その他についてはあれなのですが、現に分離発注をほとんどしているという状況であります。大型案件については、若干まとめて、総合的な発注をかけている状況も見受けられますが、業者選定審査会で、電気通信等も分離発注しているのが現状だろうと。大体は、継続ということなので、きょねんも出ていたと思うのですけれども、聞き置くでいいのかなと思います。

○赤木忠徳委員長 そのほかございますか。それでは、藤原委員、今までの経験者でございますし、現状もお話していただいたということで、聞き置くという形で取り扱いたいと思います。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 はい、そのようにさせていただきます。

5 所管事務調査報告書(案)について

○赤木忠徳委員長 それでは、続きまして所管事務調査の報告案について、目を通していただきたいと思っております。事務局から、前回の皆さんの御意見をいただいてまとめたところを、皆さんに報告していただきたいと思うのですが、どうぞ。

○山崎啓介議会事務局主任 それでは、まず9ページをお開きください。指定管理者制度の総括の部分でございます。1番最後でございます。当初は、10年先のまちづくりを見据えた制度の再構築に向けて議論を始めるべきと考える、としておりましたが、そこを継続するという表現にすべきだという御指摘がありましたので、10ページの最後から3行目のところ、議論を継続すべきであるという表記にしております。それと議会としての姿勢として、費用対効果等について、監視等チェックを行っていくという議会の姿勢も示すべきだという御意見がございましたので、1番最後のところに、当委員会においてもというところですが、指定管理者制度の目的が効果的に達成されるよう、制度の導入、指定管理者の選定や評価、取り組み全体の費用対効果等について、監視と調査を継続していくという議会の姿勢についても追記をしております。続きまして公契約条例についてですけれども、13ページの総括のところをごらんいただきたいのですが、ここも当初は、課題ということで指定管理者制度の候補者審査会の会議の非公開についてと、公契約条例との整合性について、課題として求めるという形にしておりましたが、ここについては一度に求めないほうがいいという御意見がありましたので、そのことについては表記をしております。課題としましては、総括の8行目のところをごらんいただきまして、しかし、一部の事業では、資材調達準備期間や検査に要する期間の確保など、適切な工期の確保について、課題も残っているという表記にしておりますが、基本的には、条例の制定を受けて、基本的には改善されているという印象を受けているという内容でございましたので、そのような形の総括にしております。続いて、財政運営についてですけれども、こちらの総括をごらんいただきまして、16ページをお開きください。こちらの総括の最後から4行目のところですが、いろいろな意見がございましたが、基本的には最後から4行目のところにまとめさせていただいたのですが、朗読させていただきます。また、人口減少の進行、ICT技術の進展、自然環境の変化による災害リスクの高まりなど、社会、経済、地域生活の環境変化を想定しながら、市民とともにというこ

ろを強調されておりましたが、市民とともに未来のあるべき姿を描き、未来から逆算するバックキャストの手法により、優先順位をつけながら必要な取り組みを展開していく必要があると考える、とまとめさせていただいております。それと最後、平和行政についてですけれども、最後 18 ページをごらんください。これについては平和行政の平和推進条例の制定を受けて、本市の平和行政推進に向けて、大きな一歩を踏み出したということであるとか、着実に取り組みが進んでいるという御議論だったかと思います。ですので、総括の 5 行目からをごらんいただきたいのですが、平和推進条例の制定により、本市は平和行政の推進に向けて大きな一歩を踏み出した。それから、条例の目的の具現化に向けて、被爆体験伝承者による講話、広報しょうばらでの平和特集による啓発、平和パネル展の実施に加え、戦争や被爆に関する記憶・記録の電子化による保存・活用など、着実な取り組みが進められているということで、着実な取り組みが進められており、引き続き注視をしたいというまとめにしております。以上でございます。

○赤木忠徳委員長 報告の総括について、皆さんの御意見をいただいた中で、指定管理者制度の運用について、公契約条例について、財政運営について、平和行政についてを取りまとめました。これで報告させていただいてもよろしいですか。藤原委員。

○藤原洋二委員 13 ページの総括でございますが、しかし以降なのですけれども、下から 7 行目の前払い金導入などになっているから大丈夫だと思いますけれども、ほかの支払方法が充実してきているのと、しかし一方では、云々、課題も残っている。というのは、全体の事業がそういった形になっているのではなくて、特に急がなくてはいけなかった案件であるとか、数事業に限定されると思うので、これでは課題が全事業にかかっていると思うので、何か表現がかわったほうがいいのかなどと思っています。

○赤木忠徳委員長 13 ページですよ。

○藤原洋二委員 工事も見受けられるとするのか。これでは全部の事業にかかってしまいますので、そのあたりを少し改善したほうがいいのかなど。初めのは、前払金の導入などで、支払いが複数ありますよというので大丈夫だと思うのですけれど、資材調達とか工期に課題が残っているということになると、全事業にかかってしまいますので。

○赤木忠徳委員長 この資材調達というのは、どちらかと言えば建設関係ですね。

○藤原洋二委員 全事業ですね。

○赤木忠徳委員長 どのようにかえればいいですか。

○藤原洋二委員 全事業にかからないように、特定の事業なので。

○赤木忠徳委員長 副委員長。

○坪田朋人副委員長 一方では、一部の事業において、資材調達の準備期間やという形にしてはどうですか。

○赤木忠徳委員長 よろしいですか。そのように変更させてもらいます。そのほかございますか。

○藤原洋二委員 見受けられるという表記がいいと思います。

○赤木忠徳委員長 見受けられるですね。わかりました。それでは、もう一度精査した中で、変更点が出るかもわかりませんが、それについては委員長、副委員長に一任をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。以上をもちまして、所管事務調査報告についての案件を終了いたします。

6 その他

○赤木忠徳委員長 そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 ないですか。きょうで、一応、総務常任委員会としての正式な会期が終了いたします。2年間にわたり、委員の皆さん、大変御協力ありがとうございました。なかなかコロナの関係で思うようには進まなかった点もございますが、我々総務委員会が示してきたことについては、執行者側も、随時変更したり、特に総務委員会としては、公契約条例、平和推進条例も、自主的に広島県で最初、まだまだよそができない中で平和推進条例もできましたし、大変大きな成果をした委員会だと思っておりますので。今後とも自信を持って皆さん、庄原議会としては、常任委員会として活動をしているということをもって、今後の議会活動に生かしていただきたいと思います。大変ありがとうございました。以上をもちまして、総務常任委員会を散会いたします。

午前10時45分 散 会

庄原市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

総務常任委員会

委員長